

障 発 0716 第 6 号

平成 22 年 7 月 16 日

民間団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

精神科訪問看護従事者養成研修事業の実施について

標記について、今般、別紙のとおり「精神科訪問看護従事者養成研修事業実施要綱」を定め、平成 22 年度から実施することとしましたので、適正かつ円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

精神科訪問看護従事者養成研修事業実施要綱

1 目的

精神障害者の地域生活への移行及び地域生活を支えるための適切な在宅医療の提供を確保する観点から、地域における訪問看護ステーション等における精神科訪問看護の実施や普及等の更なる充実が必要となっている。

このことから、精神疾患を主傷病とする利用者を対象とした訪問看護の推進を図るため、地域での精神科訪問看護等（アウトリーチ）による支援技術に関して、指導的な役割を担うことができる看護職、精神保健福祉士、作業療法士等の人材の養成を目的に研修を実施する。

2 補助対象事業

本要綱に定める事業を実施する団体を、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価検討会による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

3 実施主体

競争により国が選定した民間団体

4 事業の内容

- (1) 研修プログラムの企画、テキストの作成、広報
- (2) 精神科訪問看護従事者養成研修の実施

5 個人情報の保護

研修事業に従事する者及び研修者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

6 実施状況の報告

実施主体である民間団体は、研修事業の実績等をまとめた報告書を作成し、事業終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課精神医療係あてに提出すること。

7 費用の支弁

本事業に要する費用は、民間団体が支弁するものとする。

ただし、受講者の交通費や滞在にかかる費用については、研修受講者の負担とする。

8 経費の補助

国は民間団体が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

また、民間団体は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより予め国に協議するものとする。

9 その他

この要綱は、公布の日から施行するものとする。